

令和6年度

(2024年度)

金沢市議会12月定例会議会議案

	目	次	
議案番号	件	名	頁
議案第47号	令和6年度金沢市一般会計補正予算（第5号）	1
議案第48号	令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第2号）	7
議案第49号	令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	9
議案第50号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	11
議案第51号	金沢市犯罪被害者等支援条例制定について	16
議案第52号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	21
議案第53号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	24
議案第54号	職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	28
議案第55号	金沢市職員退職手当支給条例の一部改正について	49
議案第56号	金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	51
議案第57号	金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	52
議案第58号	工事請負契約の締結について（旧金沢美術工芸大学解体工事（その1））	53
議案第59号	工事請負契約の締結について（旧金沢美術工芸大学解体工事（その2））	54
議案第60号	委託契約の締結について（糸田道踏切道改良工事）	55
議案第61号	財産の取得について（可動式ごみ破砕機）	56
議案第62号	市道の路線認定について	57
議案第63号	市道の路線廃止について	58
報告第33号	専決処分の報告について（令和6年度金沢市一般会計補正予算（第4号））	59
報告第34号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	61

議案第 47 号

令和 6 年度金沢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度金沢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,114,930 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206,054,270 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		370,140	2,800	372,940
	1. 負担金	370,140	2,800	372,940
16. 国庫支出金		40,120,224	2,504,632	42,624,856
	1. 国庫負担金	28,547,874	2,365,125	30,912,999
	2. 国庫補助金	11,474,359	139,507	11,613,866
17. 県支出金		15,766,305	577,290	16,343,595
	1. 県負担金	10,598,123	323,550	10,921,673
	2. 県補助金	4,190,273	253,740	4,444,013
20. 繰入金		2,365,978	49,600	2,415,578
	2. 基金繰入金	2,013,320	49,600	2,062,920
21. 繰越金		766,624	2,652,808	3,419,432
	1. 繰越金	766,624	2,652,808	3,419,432
22. 諸収入		5,625,218	22,400	5,647,618
	6. 雑収入	4,895,976	22,400	4,918,376
23. 市債		11,613,400	1,305,400	12,918,800
	1. 市債	11,613,400	1,305,400	12,918,800
歳入合計		198,939,340	7,114,930	206,054,270

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		889,673	10,649	900,322
	1. 議会費	889,673	10,649	900,322
2. 総務費		14,619,780	523,882	15,143,662
	1. 総務管理費	11,118,175	389,280	11,507,455
	2. 徴税費	1,912,898	36,571	1,949,469
	3. 戸籍住民 基本台帳費	1,224,196	68,694	1,292,890
	4. 選挙費	190,598	18,863	209,461
	5. 統計調査費	71,867	6,705	78,572
	6. 監査委員費	102,046	3,769	105,815
3. 民生費		80,752,556	2,334,897	83,087,453
	1. 社会福祉費	21,317,832	1,119,787	22,437,619
	2. 老人福祉費	16,039,787	77,944	16,117,731
	3. 児童福祉費	34,478,695	896,487	35,375,182
	4. 生活保護費	8,212,242	230,679	8,442,921
	5. 災害救助費	704,000	10,000	714,000
4. 衛生費		19,499,951	597,334	20,097,285
	1. 保健衛生費	11,174,277	441,684	11,615,961
	2. 環境衛生費	1,677,902	50,531	1,728,433
	3. 清掃費	6,647,772	105,119	6,752,891
5. 労働費		259,527	18,329	277,856
	1. 労働福祉費	259,527	18,329	277,856

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		3,371,187 ^{千円}	52,937 ^{千円}	3,424,124 ^{千円}
	1. 農業費	2,561,226	44,105	2,605,331
	2. 林業費	771,165	8,832	779,997
7. 商工費		3,641,147	60,241	3,701,388
	1. 商工費	3,641,147	60,241	3,701,388
8. 土木費		21,229,650	182,221	21,411,871
	1. 土木管理費	1,461,337	4,733	1,466,070
	2. 道路橋りょう費	5,927,383	33,929	5,961,312
	3. 河川費	1,103,234	48,847	1,152,081
	5. 都市計画費	11,038,636	87,083	11,125,719
	6. 住宅費	937,933	7,629	945,562
9. 消防費		5,501,324	418,014	5,919,338
	1. 消防費	5,501,324	418,014	5,919,338
10. 教育費		26,585,077	457,551	27,042,628
	1. 教育総務費	2,825,923	29,719	2,855,642
	2. 小学校費	4,615,228	42,718	4,657,946
	3. 中学校費	1,774,004	17,731	1,791,735
	4. 高等学校費	991,680	12,608	1,004,288
	5. 大学費	1,425,078	△ 1,738	1,423,340
	6. 社会教育費	6,272,553	136,671	6,409,224
	7. 保健体育費	8,680,611	219,842	8,900,453

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		4,865,417 ^{千円}	2,458,875 ^{千円}	7,324,292 ^{千円}
	1. 災害復旧費	4,865,417	2,458,875	7,324,292
歳出合計		198,939,340	7,114,930	206,054,270

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前 ^{千円}	補正後 ^{千円}
3. 民生費				55,800
	2. 老人福祉費	老人施設福祉事業		50,800
	3. 児童福祉費	保育所事業		5,000
9. 消防費			4,500	125,100
	1. 消防費	常備消防事業	4,500	125,100
10. 教育費				160,300
	5. 大学費	美術工芸大学事業		1,400
	6. 社会教育費	文化財保護事業		43,900
	7. 保健体育費	学校給食事業		115,000
11. 災害復旧費				80,000
	1. 災害復旧費			80,000
		土木施設 災害復旧事業		50,000
		公共施設 災害復旧事業		30,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
避難所運営対策強化費		千円	令和7年度	40,000 千円
デジタル科教材整備費			令和7年度	99,000

第4表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	千円				千円 3,100	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 の利率	借入先の融通 条件による。 ただし、市財 政その他の都 道期間及び償 還期間を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 借換えするこ とができる。
こども・子育て支援事業				4,500				
災害復旧事業	2,247,100			3,418,900				
緊急防災・減災事業	301,000	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 の利率	421,600				
公共施設等適正管理推進事業	1,285,100			1,290,500				
合 計	11,613,400				12,918,800			

議案第48号

令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主要な建設改良事業			
配水管改良	延長 16,706m 4,887,700千円	延長 6,700m 730,000千円	延長 23,406m 5,617,700千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円
第2項 営業外収益	1,023,436千円	59,000千円	1,082,436千円
合 計	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円
支 出			
第1款 事業費用	9,112,448千円	112,910千円	9,225,358千円
第1項 営業費用	8,786,160千円	85,910千円	8,872,070千円
第2項 営業外費用	245,713千円	27,000千円	272,713千円
外に当年度予定利益	507,818千円	△ 53,910千円	453,908千円
合 計	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,259,655千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,487,381千円」に、「過年度分損益勘定留保資金987,656千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,215,382千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的収入	3,538,452千円	530,000千円	4,068,452千円
第4項 工事負担金	1,364,995千円	530,000千円	1,894,995千円
外に過年度分損益勘定留保資金	987,656千円	227,726千円	1,215,382千円
合 計	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円
	支	出	
第2款 資本的支出	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円
第1項 建設改良費	6,092,979千円	757,726千円	6,850,705千円
合 計	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,112,207千円	113,636千円	1,225,843千円

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第49号

令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(3) 主要な建設改良事業			
災害復旧事業	5,737,000千円	1,241,000千円	6,978,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に後段として「なお、営業費用中管渠費1,380,794千円の財源の一部にあてるため、企業債408,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円
第2項 営業外収益	6,953,168千円	266,670千円	7,219,838千円
合 計	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円
	支 出		
第1款 事業費用	16,329,874千円	502,712千円	16,832,586千円
第1項 営業費用	14,560,310千円	502,712千円	15,063,022千円
外に当年度予定利益	792,005千円	△ 236,042千円	555,963千円
合 計	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,137,914千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,155,934千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,422千円」を「過年度分損益勘定留保資金21,442千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第2款 資本的収入	13,468,956千円	1,229,800千円	14,698,756千円
第1項 企業債	6,224,900千円	315,500千円	6,540,400千円
第3項 補助金	5,689,101千円	914,300千円	6,603,401千円
外に過年度分損益勘定留保資金	3,422千円	18,020千円	21,442千円
合 計	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円
支		出	
第2款 資本的支出	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円
第1項 建設改良費	11,021,582千円	1,247,820千円	12,269,402千円
合 計	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為の期間を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前	補 正 後
雨水関連施設整備事業費	令和7年度	令和7年度から 令和8年度まで

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債の目的中「建設改良資金」を「建設改良資金、災害復旧事業費」に改め、企業債の限度額を、次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	6,224,900千円	723,500千円	6,948,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	744,504千円	78,632千円	823,136千円

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第50号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第18条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第19条・第20条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置
（第21条・第22条）

第3節 その他（第23条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年条例第354号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第27条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑法（明治40年法律第45号）第27条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第27条の7第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前2項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例の一部改正）

第5条 金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例（昭和57年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第6条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市消防団条例の一部改正）

第7条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第8条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第58条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正）

第9条 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改

正する。

第38条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市環境保全条例の一部改正)

第10条 金沢市環境保全条例(平成9年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第81条から第83条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第11条 金沢市中央卸売市場業務条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第5項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例(平成12年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第4項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第13条 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市行政不服審査会条例の一部改正)

第14条 金沢市行政不服審査会条例(平成27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市宿泊税条例の一部改正)

第15条 金沢市宿泊税条例(平成30年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第16条 金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第17条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第19条 この条例の施行前にした行為の処罰の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第20条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措

置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに金沢市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案の趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する。

議案第51号

金沢市犯罪被害者等支援条例制定について

金沢市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等（第7条—第20条）

第3章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済

的な損失その他の被害をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、石川県、石川県警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給に係る制度の整備等)

第8条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給に係る制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等に対し、日常生活の維持のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等の被害者の支援)

第14条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供を

行うものとする。

(個人情報適切な管理)

第15条 市、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報適切に取り扱わなければならない。

(市民の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等の支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第20条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

第3章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援についての基本理念、市、市民及び事業者の責務、基本的な施策等必要な事項を定める。

